

兵庫県森林審議会委員を募集します！

森林は、国土の保全・水源のかん養のほか、二酸化炭素の吸収など多様な機能を有しており、私たちの生活に密接に関わっています。兵庫県では、3つの流域ごとに策定した「地域森林計画」に基づき、多様な機能を発揮する森林の整備を進めています。

兵庫県森林審議会は「森林法」の規定により「地域森林計画」の樹立・変更など、県の森林・林業に関する重要事項について審議するために設置されています。

このたび、当審議会では、審議を県民の参画と協働のもとに進める観点から、兵庫県の森林・林業をより良いものにしていくこうとする熱意ある方の参加を求めるため、次により委員を公募します。

【兵庫県森林審議会の概要】

目的：地域森林計画の樹立・変更、その他森林法の施行に関する重要事項等を審議する。

構成等：〔委員数〕 15名以内

〔構成〕 学識経験者、関係行政機関の代表、林業関係団体の代表等

◇応募資格 下記条件にすべてあてはまる方

- ・兵庫県の森林・林業をより良いものにすることに関して広く関心を持ち、議論することができる方
 - ・年間3回程度開催する審議会（部会を含む）に出席できる方
 - ・原則として兵庫県内に居住または通勤・通学されている満20歳以上の方
- ※ただし、以下のいずれかの条件にあてはまる方は応募できません。
- ①国会もしくは兵庫県議会の議員または常勤の公務員の方
 - ②兵庫県の他の附属機関等において、現在公募による委員の職にある方

◇募集人員 2名

◇委員の任期 令和5年12月1日～令和7年11月30日

◇委員の任務 兵庫県森林審議会及びその部会に出席し、議論に参加していただきます。

※審議会、部会への出席者には、規定により報酬及び交通費をお支払いいたします。

◇委員の責務 委員としての地位を、政治目的、営利目的または宗教的目的に利用することはできません。

◇応募の方法

「兵庫県の森林・林業に対して考えていること」というテーマで、800字程度の作文（様式自由）にまとめて、所定の応募様式に氏名（ふりがな）、性別、職業、生年月日、住所、連絡先電話番号、略歴・自己PRを記入のうえ、封筒の表に「森林審議会委員応募書類在中」を明記して郵送で応募してください。

※別添の様式をご利用下さい。また、県ホームページにも様式等を掲載しています。

兵庫県ホーム>記者発表>2023年6月記者発表資料>兵庫県森林審議会委員の公募について

なお、提出いただいた書類はお返しいたしません。また、応募にかかる費用（面接会場までの交通費等）は応募された方の負担となりますので了承ください。

◇募集期間 令和5年6月1日（木）から7月31日（月）（※当日消印有効）まで

◇選考方法及び結果通知

書類審査及び面接審査（8月下旬～9月中旬の平日）により委員を決定し、令和5年11月に応募者全員に結果をお知らせする予定です。

◇応募先・問い合わせ先

〒650-8567（個別郵便番号のため、住所を省略できます）

兵庫県農林水産部 林務課 森林整備計画班

TEL 078-341-7711（内4108）／ FAX 078-362-3954

E-mail rinmuka@pref.hyogo.lg.jp